

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年9月30日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙交企発第79号、丙交指発第11号
丙規発第19号、丙運発第11号
令 和 3 年 7 月 2 1 日
警 察 庁 交 通 局 長

令和3年秋の全国交通安全運動の実施について(通達)

本年6月末の交通事故死者数は1,198人と、前年同期比11.7パーセントの減少となっているが、下校中に複数の児童が死傷する交通事故が発生するなど、今なお交通事故の惨禍にさらされる国民は後を絶たず、本年3月に決定された第11次交通安全基本計画に掲げる「令和7年までに24時間死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する」との目標を達成するためには、更なる取組の強化が必要である。特に、我が国では、欧米諸国と比較して、交通事故死者数に占める歩行中の割合が依然として高く、子供や高齢者等の交通弱者を始めとする「人優先」の交通安全思想の下、引き続き、効果的な施策を推進していかなければならない。

このような情勢の中、別添「令和3年秋の全国交通安全運動推進要綱」(令和3年7月19日交通対策本部決定。)により、本年9月21日(火)から同月30日(木)までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されることとなった。

先の春の全国交通安全運動において、期間中の4月8日には、警察庁に1日ごとの統計が残る昭和43年以降、初めて、全国での交通事故による死者がゼロとなったところであり、国家公安委員会委員長からも「全国交通安全運動が、国民の交通安全意識を高める気運を醸成する機会として広く受け入れられ、実践されていることの現れである」との発言がなされるなど、各種施策の成果の一つとして、これまでの取組が評価されたところである。

各位にあつては、このような日を積み重ね、政府の目標とする世界一安全な道路交通を実現すべく、本運動の取組が真に効果の上がるものとなるよう、下記により交通安全運動を推進されたい。

記

1 交通安全運動推進の基本的な考え方

(1) 重点を指向した施策の推進

歩行者や自転車利用者には自らを守るため交通ルールを遵守すること、運転者には他者に対する思いやりの気持ちを持った運転、特に、歩行者の安全を図ることに加え、時節柄、重大交通事故が多発する薄暮時間帯等における交通事故防止について一層の意識付けを行うなど、本運動の重点を指向した施策を推進すること。また、施策の推

進に当たっては、SNS等の各種媒体を積極的に活用するほか、オンライン会議システム等の活用など、従来の方法のみにとらわれない、時代に即した効果的な活動となるよう不断の見直しを行うこと。

(2) 地域住民が主体となる交通安全活動の推進

自治体を始め関係機関・団体、交通ボランティア等との連携を強化し、自治体等の主体的な活動の促進を図るとともに、地域住民一人一人が自らの問題と捉えて積極的に参加することができる活動や取組を計画すること。また、業務中や通勤時の交通事故防止など、職域における運動が活性化されるよう、関係機関や民間団体等との連携を強化し、さらに、若い世代の交通安全意識の向上を図るため、学校関係者や民間企業への働き掛けを通じて、学生、社会人等の参加の一層の促進を図ること。

(3) 警察の総合力の発揮

交通事故発生状況及びその情勢に応じた対策等、管内の状況を詳細に分析し、警察各部門が緊密に連携を図り、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

2 重点的推進事項

(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者に対しては、横断歩道外横断や車両等の直前直後横断の法令違反が多い実態を踏まえ、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号に従うことといった基本的な交通ルール遵守についての指導啓発を推進すること。

イ 自らの安全を守るための交通行動として、手を上げるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す交通安全教育等を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に対応した安全行動を促す交通安全教育を推進すること。

ウ 通学等の時間帯における幼児・児童等の保護を強化すること。また、地域の実情や歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。

エ 本運動の交通安全総点検については、小学校、道路管理者と連携した通学路における合同点検と連動させるなど、効果的かつ効率的に実施するとともに、できる限り速やかに所要の対策を講じること。

オ 道路管理者と連携し、ゾーン30を始めとする低速度規制とハンプやスムーズ横断歩道等の物理的デバイス等の適切な組合せによる速度抑制対策の有効性を広く周知するとともに、地域住民の交通安全に関する意識向上を図り、生活道路における歩行者の安全確保に努めること。

(2) 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

ア 秋口における日没時間の急激な早まりに伴い、薄暮時間帯等における交通死亡事故が増加すること、特に、日没後1時間の死者が多く、昼間と比較して歩行者が横

断中に死亡する事故が多いことなどの特徴についての交通安全教育等を強化すること。

イ 全ての年齢層を対象に反射材用品、LEDライト等の視認効果や使用方法等について周知を図るとともに、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。また、自動車等の前照灯の早めの点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用等、上向き・下向きのこまめな切替えについて広報啓発を推進すること。

ウ 運転者に対しては、横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断中はもとより、横断しようとする歩行者等の優先義務等について指導を徹底すること。

エ 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。

(3) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

ア 自転車安全利用五則を活用するなどして、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや、左側通行することなど自転車利用時の基本的なルールについて、児童・生徒及びその保護者、高齢者など、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施すること。また、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等についても指導を徹底すること。

イ 自転車利用者に対して、交通ルールを守らないことや不適切な操作が交通死亡事故に至る危険性があるなど、加害者となる側面があることを周知するとともに、違反行為に対する指導警告を的確に行い、悪質・危険な行為に対しては、積極的な検挙措置を講ずること。

ウ 自転車を用いた配達業務中の交通安全を図るため、関係機関・団体と連携し配達員を雇用する業態の事業者やデリバリーサービスのプラットフォームを提供する事業者等、関係事業者に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、啓発資料の提供等による飲食店等を通じた交通ルール遵守の呼び掛け等の諸対策を推進するほか、悪質・危険な行為に対しては、積極的な検挙措置を講ずること。

エ 自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進するなど、幼児・児童のみならず、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用を推奨すること。

オ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の促進や、幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る交通安全教育や広報啓発を推進すること。

カ 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について理解

させるよう努めること。また、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

ア 飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するため、被害者の声等を取り入れた広報啓発等を実施するとともに、安全運転管理者等による交通安全教育を充実させるなど、地域や職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を強化し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という国民の規範意識の確立を図ること。

イ 飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けたより効果的な指導取締りを推進すること。

ウ 妨害運転の罰則や危険性のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性について広報啓発を強化すること。あわせて、ドライブレコーダーの有効性や、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領についても広報啓発すること。

エ 事業者に対し、業務に使用する車両等の使用者は、運転者等に安全な運転に関する事項を遵守させるよう努めなければならないことなどの義務について周知を徹底すること。特に、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者に対する安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、義務の徹底を図ること。また、安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や、点呼等により、飲酒の有無を確認するなど安全な運転を確保するための必要な指示等の安全運転管理業務を行う義務があることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。

3 留意事項

(1) 受傷事故防止及び感染症対策

交通指導取締りを始めとする街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止及び新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すこと。また、街頭活動や交通安全総点検を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも配慮すること。

(2) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員は、横断歩行者の保護や自転車の基本的な交通ルールの遵守を徹底するとともに、反射材用品等の着用など、模範的な運転マナーの実践について率先するよう努めること。

令和3年秋の全国交通安全運動推進要綱

令和3年7月19日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 令和3年9月21日（火）から30日（木）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（木）

第3 主催

内閣府，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，防衛省，都道府県，市区町村，独立行政法人自動車技術総合機構，独立行政法人自動車事故対策機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，自動車安全運転センター，軽自動車検査協会，（一財）全日本交通安全協会，（公財）日本道路交通情報センター，（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会，（一社）日本二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟，（公社）日本バス協会，（公社）全日本トラック協会，（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会

第4 協賛

別紙のとおり

第5 運動重点

- 1 全国重点
 - (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 - (2) 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
 - (3) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
 - (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

【趣旨】全国重点を4点とする趣旨は以下のとおりである。

- (1) 交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高いこと、歩行者側にも横断歩道外横断や車両等の直前直後横断等の法令違反が認められること、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるに

もかわらず、幼児・小学生の死者、重傷者は歩行中の割合が高く、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、歩行中の交通事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことから、これら歩行者の安全確保を図る必要があること

- (2) 秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大交通事故につながるおそれのある交通事故が多発すること、死亡事故の第1当事者の多くが自動車であること、「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが歩行者の道路横断中に発生していることから、全ての自動車運転者の歩行者保護意識の向上が必要であること、75歳以上の運転者による免許人口当たりの死亡事故件数が、75歳未満の運転者と比較して多いこと、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であること
- (3) 自転車は、身近な交通手段であるが、自転車関連の交通事故件数が減少傾向にある一方で、交通事故全体に占める割合は増加傾向にあり、「自転車対歩行者」の交通事故件数がほぼ横ばいで推移していること、自転車関連の死亡・重傷事故は自転車側の多くに法令違反があると認められること、また、業務中の交通事故が増加傾向にあることから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要であること
- (4) 飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、その根絶が必要であること

2 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記1の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定めることができる。

第6 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化

(2) 歩行中の子供と高齢者の安全の確保

ア 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

イ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

ウ 通学路，未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

エ 高齢者自身が，加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し，安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

オ 「ゾーン 30」等による低速度規制と「スムーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の適切な組合せによる生活道路対策の推進

2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

ア 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没後 1 時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施

イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行

エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用の励行

オ 自動車運送事業者による，従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

(2) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

ア 交通ルールへの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

イ 横断歩道等での歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底

ウ 運転者に対し，歩行者等の保護の徹底を始め，安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

エ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発

(3) 高齢運転者の交通事故防止

ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば，認知機能の低下，疾患による視野障害の増加，反射神経の鈍化，筋力の衰え）が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称:サポカー）の普及啓発

ウ 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と，運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

(4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

イ シートベルトの高さや緩みの調整，チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等，正しい使用方法の周知徹底

ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し，全ての座席におけるシートベ

ルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車利用者自身の安全確保

ア 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨

イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車について、乗車・降車時の転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

ウ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

エ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

(2) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

ウ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知徹底

(3) 業務運転中の自転車の安全利用

自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するための関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

(1) 飲酒運転等の根絶

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、地域、職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立

イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

ウ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底

(2) 妨害運転の防止

ア 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発

イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、前記第5及び第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思

いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用などの諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来 of 活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。
- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 都道府県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (オ) 地域が一体となった子供の見守り活動の充実

イ 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

- (ア) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消

ウ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

エ 職域における活動

- (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の推進
- (エ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (カ) 自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底
- (キ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

第9 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

主催機関・団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う国民の交通行動の変化等を注視しつつ、国民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。

別紙

協 賛 団 体

(順不同)

(一社) 日本民営鉄道協会	中央労働災害防止協会
(一社) 全国自家用自動車協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
(公社) 全国通運連盟	建設業労働災害防止協会
(一社) 日本陸送協会	(一社) 日本交通科学学会
全国農業協同組合連合会	独立行政法人日本スポーツ振興センター
日本貨物運送協同組合連合会	全国都道府県教育長協議会
(一社) 全国個人タクシー協会	(公社) 日本PTA全国協議会
(一社) 日本自動車工業会	(一社) 全国高等学校PTA連合会
(一社) 全国軽自動車協会連合会	全国国公立幼稚園・こども園長会
(一社) 日本自動車整備振興会連合会	全国連合小学校長会
(一社) 日本自動車販売協会連合会	全日本中学校長会
(一社) 日本中古自動車販売協会連合会	全国高等学校長協会
(一社) 日本自動車タイヤ協会	全日本私立幼稚園連合会
(一財) 自転車産業振興協会	日本私立中学高等学校連合会
日本自転車軽自動車商協同組合連合会	(公社) 全国子ども会連合会
(一社) 全国建設業協会	(一財) 日本交通安全教育普及協会
(一社) 日本道路建設業協会	(公社) 全国公民館連合会
(公社) 日本道路協会	(公財) あしたの日本を創る協会
全国道路利用者会議	(公社) 日本青年会議所
(一社) 全日本駐車協会	日本青年団協議会
全日本交通運輸産業労働組合協議会	(公財) ボーイスカウト日本連盟
全国交通運輸労働組合総連合	(公社) ガールスカウト日本連盟
全日本運輸産業労働組合連合会	全国地域婦人団体連絡協議会
全日本自動車産業労働組合総連合会	主婦連合会

(公財)全国老人クラブ連合会	時事通信社
(福)日本身体障害者団体連合会	日本テレビ放送網
(福)日本盲人福祉委員会	フジテレビジョン
(一財)全日本ろうあ連盟	TBSテレビ
(福)全国社会福祉協議会	テレビ朝日
日本弁護士連合会	テレビ東京
全国人権擁護委員連合会	ニッポン放送
損害保険料率算出機構	文化放送
(一社)全国銀行協会	TBSラジオ
(一社)生命保険協会	(株)日経ラジオ社
(一社)日本損害保険協会	(一社)公営交通事業協会
全国共済農業協同組合連合会	(一社)全国道路標識・標示業協会
日本赤十字社	(一社)日本自動車会議所
(公財)日本消防協会	石油連盟
NHK	全国石油商業組合連合会
(一社)日本新聞協会	(公財)国際交通安全学会
(一社)日本雑誌協会	(公財)日本交通管理技術協会
(公社)日本広報協会	全国地域活動連絡協議会
朝日新聞社	(一財)児童健全育成推進財団
毎日新聞社	(一社)全国レンタカー協会
読売新聞社	全国トラック交通共済協同組合連合会
日本経済新聞社	(福)日本保育協会
産業経済新聞社	(公社)全国私立保育園連盟
北海道新聞社	(一社)自転車協会
中日新聞社	(一社)全国届出自動車教習所協会
西日本新聞社	全国小売酒販組合中央会
ジャパントイズ社	全国特別支援学校長会
(一社)共同通信社	(一社)日本音楽事業者協会

(公社) 日本保安用品協会	日本私立短期大学協会
(公財) 交通事故総合分析センター	全国公立高等専門学校協会
(一財) 日本自動車交通安全用品協会	日本私立小学校連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会	(一社) 日本反射材普及協会
北海道旅客鉄道(株)	(一社) 交通工学研究会
東日本旅客鉄道(株)	全日本デリバリー業安全運転協議会
東海旅客鉄道(株)	東日本高速道路(株)
西日本旅客鉄道(株)	首都高速道路(株)
四国旅客鉄道(株)	中日本高速道路(株)
九州旅客鉄道(株)	西日本高速道路(株)
日本貨物鉄道(株)	阪神高速道路(株)
(公社) 全国行政相談委員連合協議会	本州四国連絡高速道路(株)
(一社) 日本ヘルメット工業会	日本郵政グループ
日本保安炎筒工業会	建設三団体安全対策協議会
(一財) 日本自転車普及協会	(一社) 日本建設業連合会
(一社) 電気通信事業者協会	(公財) 交通安全振興機構
(一財) 道路交通情報通信システムセンター	(公財) 交通遺児育英会
(公社) 全国運転代行協会	(一社) 全国認定こども園連絡協議会
(一社) UTMS協会	特定非営利活動法人全国認定こども園協会
全国労働者共済生活協同組合連合会	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会
(公財) 三井住友海上福祉財団	(一社) 交通事故医療情報協会
(一財) 職業教育・キャリア教育財団	(一社) 日本フードデリバリーサービス協会
(一社) 公立大学協会	
全国公立短期大学協会	以上154団体
独立行政法人国立高等専門学校機構	
日本私立高等専門学校協会	
(一社) 国立大学協会	
日本私立大学団体連合会	